

長岡市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市スキー場条例（昭和48年長岡市条例第17号）第17条第1項の規定により長岡市営スキー場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

1 開場日

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 施設の供用期間等

	供用期間	運行時間、使用時間又は供用時間
リフト	市長が鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第37条の規定により届け出た運転開始日から運転休止日までの期間	午前9時から午後5時まで
ロッジ及び駐車場	上記「1 開場日」に規定する開場日	午前8時30分から午後5時まで

3 開場日及び施設の供用期間等を定める期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで